

令和5年3月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年3月24日(金)
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時50分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)
吉田 勝明 委員(第二教育長職務代理者)
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
副局長 江藤 政克
教育参事監 宮村 進一
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 古島 そのえ
生涯学習部長 吉田 美和子
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
県立高校改革担当課長 千葉 剛
行政課長 増田 慎
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
県立学校人事担当課長 市川 幸春
厚生課長 伊藤 聡
参事兼高校教育課長 増田 年克
高校教育企画室長 渡貫 由季子
保健体育課長 富澤 桂子
特別支援教育課長 片山 葉子
生涯学習課長 信太 雄一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 原 英明

教育委員会 3月臨時会 会議日程

日時 令和5年3月24日（金）9時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 臨教第 63 号議案 | 神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第 64 号議案 | 神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第 65 号議案 | 神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第 66 号議案 | 神奈川県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第 67 号議案 | 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第 68 号議案 | 令和6年度再編・統合対象校の設置計画について |
| 臨教第 69 号議案 | 神奈川県スポーツ推進計画の見直し案に対する意見の申出について |
| 臨教第 70 号議案 | 神奈川県食育推進計画の改定について |
| 臨教第 71 号議案 | 博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第 72 号議案 | 人事案件について |
| 臨教第 73 号議案 | 人事案件について |
| 臨教第 74 号議案 | 人事案件について |

2 協議・報告事項

- | | |
|------|--|
| 報告 1 | 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について |
| 報告 2 | 令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について |
| 報告 3 | 「令和4年度 神奈川県立高等学校及び中等教育学校 生徒による授業評価」の結果について |
| 報告 4 | 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の早期化・複線化について |
| 報告 5 | 神奈川県の部活動の在り方に関する方針の改定について |

教育委員会 3月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 3月臨時会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第 16 条の 2 第 2 項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですが、佐藤委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第 1 として「神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則」ほか 11 件の付議案件があります。
また、協議・報告事項として「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」ほか 4 件の報告があります。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の臨教第 69 号議案は、知事への申出に関する案件、また、臨教第 70 号議案及び協議・報告事項の報告 4 は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件、さらに、日程第 1 の臨教第 72 号議案から臨教第 74 号議案までの各議案は、人事に関する案件であります。よって、地教行法第 14 条第 7 項ただし書及び会議規則第 35 条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議はございせんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
また、日程第 1 の臨教第 64 号議案及び臨教第 65 号議案は関連する案件でありますので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思ひますが、ご異議ございせんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思ひます。
会議規則第 22 条の 2 の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 はじめに、進行の関係から協議・報告事項の報告 1 に入ります。

報告 1

県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 ファイル 13 をお開きください。報告 1 「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」です。今回は、前回の報告以降の対応についてご報告させていただきます。

「1 県立学校及び市町村立学校の対応について」ですが、令和 5 年 3 月 17 日付け文部科学省通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」により、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等の留意事項と改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されたことを踏まえ、県教育委員会の「保健管理等に関するガイドライン」を改訂するとともに、4 月 1 日以降の県立学校等の教育活動等について、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら実施することとし、令和 5 年 3 月 20 日に県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも、県立学校の対応を踏まえて、それぞれの実情等に応じた対応をとるよう依頼しました。

「2 今後の対応」は、引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してまいります。

2/7 ページの別紙をご覧ください。「県教育委員会における今後の教育活動等について」として、令和 5 年 4 月以降の対応をまとめたものです。「1」の「(1) 県立学校」については、「ア」から「エ」まで、児童・生徒等、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする等、資料記載のとおりです。「オ 令和 5 年 5 月 8 日以降の対応について」は、新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザと同じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の 5 類感染症に位置付けられることが予定されておりますので、県立学校におけるその後の対応については、今後の国の動向等を踏まえて検討してまいります。

3/7 ページからの「参考資料 1」と、7/7 ページの「参考資料 2」は、3 月 17 日現在のデータをお示ししておりますので、後ほどご覧ください。説明は以上です。

下城委員

質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。質問がないようでしたら、報告 1 はここまでとさせていただきます。

次に進行の関係から、報告 5 に移ります。

報告 5

神奈川県の一部活動の在り方に関する方針の改定について

説明者 富澤保健体育課長

保健体育課長 ファイル 17、報告 5 をご覧ください。「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針の改定について」です。

1/9 ページの「1 趣旨」をご覧ください。平成 30 年に国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本県でも「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」を策定しました。このたび、令和 4 年 12 月に国がガイドラインを全面改定したことを受け、新ガイドラインに則った内容とするため、「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」を、「神奈川県の一部活動に関する方針」として改定を行うものです。

四角囲みの部分をご覧ください。国の新しいガイドラインは、大きく 4 つの章で構成されており、そのうち、「Ⅰ 学校部活動」が旧ガイドラインに相当する内容です。このたびは、「Ⅰ 学校部活動」に則り、本方針を改定することとし、「Ⅱ」以降の章については、「公立中学校における休日の部活動の地域移行に関する神奈川県の方針」を別に、来年度 10 月を目途に策定する予定です。

次に「2 主な改定内容」です。基本的には、国のガイドラインの改定内容に準じて改定しております。全般について、学校部活動と地域クラブ活動を区別するため、用語を整理しました。また、方針名を「神奈川県の一部活動に関する方針」と変更しました。「(1) 適切な運営のための体制整備について」は、学校の設置者が、部活動顧問を対象とした資質向上及び管理職を対象とした部活動の適正運営に関する研修等の取組を行うことを加える等、国のガイドラインに準じて記載しました。次に「(3) 適切な休養日等の設定について」は、大きな変更はありませんが、長期休業中の休養日の設定について、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けることを明記しました。「(5) 学校部活動の地域連携について」は、学校種を超えた交流や、地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす等、国のガイドラインに準じて記載しました。

「3 今後のスケジュール」についてです。3 月下旬に市町村教育委員会、県立学校あてに通知するとともに、私学振興課から、私立学校へ参考送付します。4 月以降に「県立学校に係る部活動の方針」の改定案を策定し、5 月中旬を目途に改定する予定です。説明は以上です。

下城委員 ご質問をお願いいたします。

笠原委員 1 点、教えていただきたいのですが、「2 主な改定内容」の「(1) 適切な運営のための体制整備について」の三つ目の・(ポツ) に、部活動指導員の任用に当たっての体罰やハラスメント防止の遵守についての研修とあると思うのですね。部活動での体罰やハラスメントに関しては、先立っての新聞等でもかなり報道されて、なかなかこの徹底が図られていないという現状があると認識しているのですが、こうした部活動指導員の研修の実施については、どの程度把握をされているのか、そして、現状として確実に実施されているのかどうか教えていただけますでしょうか。

保健体育課長　　まず、県として主体的に研修を設け、参加してもらっております。年に2回あります。また、学校においても、順次管理職から、部活動指導員に対して、部活動のこの方針に則り、しっかりとした研修を行うようにということを指導しておりますので、各学校で適切に行われているものと考えております。

笠原委員　　その年2回が適切かどうかというところはなかなか難しいと思うのですが、2回でいいのか、各学校等でさらにその部分を補充していただきながら、確実にその内容等が伝わって遵守できるような状況にすることがすごく大事なのだらうと思うので、引き続き、県教育委員会としても主導しながら、徹底していただきたいと思います。

もう1点続けてよろしいですか。「(1)」の最初の・(ポツ)に、「新たに毎月の活動計画及び活動実績の作成と校長への報告を行うことを加えた」とあるのですね。やはり適正な部活動が行われているかどうか、休養日が確実に設けられているかという確認等も必要だと思うし、保護者にもそういうものを伝えることによって、安心して部活動に参加できるということもあるのですが、一方、見方を変えて、教員の働き方改革の中で、部活動の負担が、やはり確認していくと中学校ではまだまだあるような感じがするのですが、こういうところで「新たに」というプラスアルファの部分というのは、全体のバランスを見たときに大きな影響はないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。当然、こちらの業務は重要なだけけれども、やはり今言われている働き方改革というところで、合理的に、報告の仕方もいろいろあるだらうと思うのですが、何かサゼスションみたいなものがあれば教えてください。

保健体育課長　　お話いただいたとおり、この「新たに」というところで危惧しているところがありましたので、一つ打ち込めば、月のものも、それから報告のものも、一義的にずっとデータが反映されるような書式を学校に送り、手間がかからないようなシステムを考えております。

笠原委員　　県として、徹底してほしいというときに、少しでも具体的な対応の案であるとか、形式を提示することで、新たにそれを各学校が作らなくてもよいというところでは、必要な部分かと思うので、是非、今後も工夫、改善しながら、子どもたちにとってより良い部活動が行われるようによろしくお願ひしたいと思います。

下城委員　　他いかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員　　コロナ前かもしれませんが、部活動を週7日やって当たり前という文化があったと思います。成長期にある子どもたちがバランスのとれた成長をしていくためには、休養日週2日というのは非常に大切なことだと、考え方自体を、学校側も生徒側も変えていく必要があると思います。一方で、試合、大会、演奏会等、他に勝ち抜いていくということがあろうと思うのですが、それ自体は非常に大事なことだと思うのですが、子どもたちが自主練習をしてしまう可能性があって、そのようなときに、学校の管理外で事故

が起り得る可能性があることも想定した方がいいかと思いました。

もう1点、8/9ページ「4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」というところで、「ウ」の苦手な生徒についても、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、過度な負担とならないようというところと、「エ」の特定の種目・部門だけでなく、様々な活動を同時に経験できるよう配慮するというのは非常に大切なことだと思いますので、よろしくお願いします。

下城委員

私からも一つ。先ほどの笠原委員のご発言、ご意見と趣旨的に重なるとは思いますが、国のガイドラインが示されたのがまだ12月ですよ。それまで大項目ⅠだけだったのがⅡ、Ⅲ、Ⅳが追加されたことの趣旨としては、部活動の地域移行、休日の部活動を、地域にどれだけ委ねられるかということだと思うのですが、1、2年前からいろいろなところで試行していて、「大変ではないか」、「難しいのではないか」ということで、それ自体が遅れてきていると思うのです。国の方も遅れてきていると思うのです。今回、ガイドラインが出たということで、神奈川県の方針をそれに合わせて変えていくということだと思うのですが、今、各委員からご意見があったように、地域移行に関わる部分というのは、まだ非常にデリケートな、地域によっても全く違うということが分かっていると思います。地方と首都圏と違うということも分かっていると思いますので、丁寧な進め方で、この方針改定は、今、早目にやってよいのですが、その後、具体的に方向を進めていくところでは、スケジュールありきではなく、丁寧に出てきた問題にそれぞれ対応しながら、現場重視、現場ファーストで進めていただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは報告5は以上とさせていただきますと思います。

では、次に進行の関係から、日程第1の臨教第71号議案に移りたいと思います。

臨教第71号議案

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

説明者 信太生涯学習課長

生涯学習課長

ファイル09の1/24ページをご覧ください。本議案については、このページの下段に記載のとおり、博物館法の一部改正による博物館の登録に係る制度等の変更に伴い、博物館の登録等に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

次の2/24ページから22/24ページまでは、改正案と新旧対照表です。

概要については23/24ページに記載しましたので、23/24ページをご覧ください。「博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則の概要」です。

「1 改正の概要」ですが、令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、「博物館の登録等に関する規則」の一部を改正するものです。

「2 改正の内容」ですが、規則第2条から第9条までを改正するとともに、第5条の2及び第10条を新設します。その下に記載の＜主な改正点＞ですが、「(1) 教育長に委任する事務の追加」として、新たに、登録の審査で学識経験を有する者の意見を聴くことや、登録博物館から定期報告を受理すること等を含めております。その他、「(2) 登録申請書に添付する書類等」「(3) 定期報告」「(4) 指定申請書に添付する書類等」「(5) 実施細目」があります。

「3 施行期日」ですが、令和5年4月1日としております。

なお、参考として、次の24/24ページに、文化庁が作成した「博物館法の一部を改正する法律の概要」を添付しましたので、後ほどご覧ください。

最後に、資料には記載しておりませんが、規則改正に当たり、パブリック・コメントを実施したところ、2件の意見提出がありました。2件の意見は申請時の添付書類に関するものでしたが、本日もご提案させていただいている改正規則案は、添付書類も含めて改正博物館法を踏まえた内容となっていることから、改正規則案には反映させておりません。私からの説明は以上です。

下城委員 ご質問がありましたらお願いします。
 ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの臨教第71号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
 それでは、下城委員お願いします

下城委員 次に、進行の関係から臨教第67号議案に移ります。

臨教第67号議案 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則
 説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル05をお開きください。臨教第67号議案「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。臨教第67号議案の1/4ページをお開きください。提案理由ですが、県立高校改革実施計画（I期）に基づく県立高等学校の再編・統合に伴い、生徒の在籍がなくなる学科に関する規定を削除するため、所要の改正をいたしたく提案するものです。ページ2/4から3/4が改正規則案及び新旧対照表となっております。

具体的な内容について、ページ4/4「臨教第67号議案関係」でご説明させていただきます。「1 改正の趣旨」は資料記載のとおりです。「2 改正の内容」ですが、規則の別表第1の高浜高等学校について、定時制の課程の総合学科を削除します。「3 施行期日」については、令和5年4月1日から施行したいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下城委員 ご質問がありましたらお願いします。
ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの臨教第67号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
それでは、引き続き下城委員をお願いします。

下城委員 次に、臨教第68号議案に移ります。

臨教第68号議案 令和6年度再編・統合対象校の設置計画について 説明者 渡貫高校教育企画室長

高校教育企画室長 06のファイルをお開きいただき、臨教第68号議案をご覧ください。「令和6年度再編・統合対象校の設置計画について」決定いたしたく提案するものです。対象校は、厚木東高校と厚木商業高校です。平成30年10月に策定された県立高校改革実施計画（Ⅱ期）に基づき、対象校においては、各学校と県教育委員会から構成された準備委員会を設置し、令和6年4月の開校に向けた新しい学校づくりについて検討してまいりました。令和4年9月には基本的な考え方をまとめた設置基本計画案を発表し、これを基にさらに詳細なものとしてまとめたものが、この設置計画（案）です。なお、この設置計画（案）については、この3月に開催された神奈川県議会文教常任委員会での報告を踏まえ、本日提案させていただいております。対象校における主な内容について、概要を説明させていただきます。

2/12 ページ目以降の「県央・相模原地域 普通科・専門学科併置校（厚木東高校・厚木商業高校）設置計画（案）」をご覧ください。まず、3/12 ページをご覧ください。全体の構成としては、それぞれ四角い枠で囲んで数字を付しているように、「1 対象校・位置・実施年度」「2 設置の目的」「3 基本的コンセプト」、4/12 に「4 設置形態」「5 入学者選抜」、5/12 ページに「6 教育課程」、11/12 ページに「7 施設・設

備の整備」「8 その他」としております。このうち、設置基本計画案から追記した主な内容についてご説明します。生徒の具体的な学校生活に関わる日課表や教育課程表等を加えたほか、特徴的な教育内容を記載し、設置基本計画案より詳細なものとなっております。

5/12 ページにお戻りいただき、「6 教育課程」をご覧ください。「(2) 教育展開の方針」の三つ目の○(丸)、普通科は共通教科・科目を中心に設置し、一般的な教養を高め、豊かな感性を育みます。また、キャリア教育実践プログラムを踏まえた主体的・対話的な学びをとおして、将来のキャリアを見据えた進路目標を実現できるよう展開します。四つ目の○(丸)、総合ビジネス科は、共通教科の科目及び専門科目により専門教育の展開を図り、生徒の希望に応じて専門的な内容が深められるよう、系・コースを設置します。また、実践的・体験的な学習活動や大学等との連携をとおして、健全で持続的な発展を担う職業人の育成に受けた専門教育を展開します。

9/12 ページをご覧ください。「普通科と総合ビジネス科の併置の特色をいかした」学習については、選択科目として「マーケティング」や「簿記」等の科目を設置することで、普通科における実践的教育の充実を図ります。また、総合ビジネス科については、共通教科・科目の選択により、生徒一人ひとりの興味・関心や多様な進路希望に応じた幅広い教育活動を展開する等、資料記載のとおりです。詳細については、後ほどご覧いただければと思います。

本日決定をいただきましたら、対象校においては、この設置計画を指針として、記載されている設置の目的や基本的コンセプトを踏まえた具体的な学校づくりを進め、令和6年4月から新たな教育活動を開始します。

「令和6年度再編・統合対象校の設置計画について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 ご質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 5/12 ページの「6 教育課程」の「(2) 教育展開の方針」の一つ目の○(丸)のところに、「地域の教育力を活用した県立高校生学習活動コンソーシアム」があるのですが、実際にこのコンソーシアムを活用する授業というのはどの辺りなのですか。

高校教育企画室長 コンソーシアムを活用した教育展開については、これまで厚木東高校では、複数の大学等と連携して、「総合的な探究の時間」に位置付けたキャリア教育を実施しています。大学の授業を受講することによって、生徒の進学への意欲が向上している等、取組をしています。また、厚木商業高校では、二つの大学と連携して、学校設定科目に位置付けた情報教育等を実施しています。専門性が高い講座に参加することによる知的好奇心の向上という効果が出ていると聞いております。こうした現在行っている取組を、再編・統合後も、連携を継続して、普通科においては将来のキャリアを見据えた進路希望を実現できるように、それから総合ビジネス科については、実践的・体験的な学習を通して、キャリア教育や情報教育にコンソーシアムを活用していけるよう、学校の方では現在考えているところです。

笠原委員　　この間、様々な学校で、このコンソーシアムが活用されてきていると思うのですが、これまでの取組を総括して、実際どのような効果が生まれていると担当課では理解されているか教えていただけますか。

高校教育企画室長　　全体的なところというところで、やはりコンソーシアムを活用している例としては、出前授業のような形で、大学や企業の方に学校に来ていただいて、なかなか学校の教員だけではお話しできないような専門的な内容等をお話ししていただくことが多くなっています。そうしたことを通じて、生徒たちはより社会とつながった内容のお話を聞いて、より専門的な内容を深めたり、新たな気付きを得たりというところに効果を見ているところです。また、最近、高校で金融教育が注目されており、金融関係の企業等に講義をしていただき、例えば資産をつくること等は、なかなか学校の先生では専門的なところをお話ししにくいので、そういったところで連携を活用しています。

笠原委員　　横須賀工業高校は、地域の企業等とコンソーシアムでやっているではないですか。例えば、ご説明のあったものだと大学ということなのですが、例えば、総合ビジネス科があることによって、大学以外に、このコンソーシアムを活用した学びの場とか、深まりということはありませんか。

高校教育課長　　専門学科においては、デュアルシステムということで、長期の現場実習を実施しています。横須賀工業高校がコンソーシアムを活用しているというのは、そのような活用です。厚木商業高校においても、当然、総合ビジネス科においてはそのような学びを今までも続けてきておりますので、大学以外の企業との連携も今後進んでいくことはあり得ると考えております。

笠原委員　　是非、充実させてください。

下城委員　　他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員　　総合ビジネス科における専門科目の内容を拝見すると、非常に専門性が高くて、先生もすごく大変だと思うのですが、厚木商業高校等で行っている授業で対応できるのか、それとも新たなプログラムになるのか教えてください。

高校教育企画室長　　基本的には、学習指導要領上の科目で構成されておりますので、商業の教員の方で対応できる科目となっております。

下城委員　　県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一環の話なので、現在、神奈川県はまだ生徒数が減っていない中で、先を見越して高校も再編・統合していくことの重要性といたしますか、新しいものをつくる以上は、より魅力的な特色のあるものをつくっていかねばいけないということで、責任がそれだけでも大きいと思うのですが。私は、四年制大学で教

えている立場からして、新型コロナということで、この3年間は一部空白になったことで、大学生が非常に傷付いているのを見るにつけ、大学に行く4年間は大きいと思うのです。卒業後の進路選択の幅や生涯賃金もこれまで大きな違いがあった中で、少し前に、経済的に立ち行かなくなっていて、私立大学の退学者が増えているというニュースがあったかと思います。それから、昨日だったと思いますが、四年制大学、女子大学を閉じていこうかという話も出てきている。家庭の経済的な負担を考えると、四年制大学まで行ってもどうなのかという、就職に本当に結びつくのかということの中で、特に総合ビジネス学科のような中等教育の担う役割が、これまで以上に一層大きくなると思うのです。4年早く社会に出すということも含めてなのですが、先ほどから、普通科も総合ビジネス学科もキャリア教育ということを言われていて、先ほどの笠原委員の質問とも少し重なりますが、これまでのような中等教育が大学進学の中継ぎではなくて、本当に生徒の人生を見越したときに、大学に行く必要があるのかないのかということの見極めまで含めて、しっかりやらなくてはいけない。それを新しい高校をつくって行っていくのだという、責任が本当に重大なのではないかと思います。先ほども言いましたが、四年制大学で教えている立場からして、新しい学科、学校をつくる、大事なことなので、本当にしっかり丁寧にやっていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの臨教第68号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 次に進行の関係から、協議・報告事項の報告2に移ります。

報告2 **令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について**
説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 ファイル14をお開きください。報告2「令和5年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について」ご報告させていただきます。

ご報告に先立って、一言述べさせていただきます。一昨年度の採点誤りを受けて、昨年度及び今年度の入学者選抜の実施に当たっては、これまで以上に全県立高等学校教職員と県教育委員会職員一丸となって、誤りのない入学者選抜の実施に向けて取り組んで

まいりました。各学校においては、「再発防止・改善策」に基づき、全力で事故防止を含めた業務に当たっていただいたところです。また、県教育委員会による再点検を2月24日に実施しましたが、全ての学校において統一した基準により適正に採点が行われていることが確認できたところです。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、志願手続や検査等当日の運営方法についても一部変更を行い、「合格発表Webサイト」による合格発表の実施等にも引き続き取り組んでまいりました。各校の協力のもと、適切に入学選抜業務を実施することができているということです。まだ定通分割選抜の二次募集が残っておりまして、本日（3月24日）、志願変更の締切り、そして27日に面接、29日合格発表ということになりますので、引き続き、気を緩めることなく取り組んでまいりたいと考えているところです。

報告2の1/16ページ「1 学力検査（全日制の課程）の合格者の教科別平均点（追検査を含む）」をご覧ください。合格者の教科別平均点は、国語が75.1点と最も高く、理科が51.0点で最も低くなっております。国語の得点がかかなり高くなっておりますが、これは同じ漢字を選ぶ問題、いわゆる書き取りに替わる問題になりますが、古文の正答率が前年度より大きく上がっている状況があります。古文については、本文中に敬語が多用されていることを踏まえて、そうした箇所につける傍訳を増やしたこと等から、文章全体の理解をしやすくなったこと等が理由として考えられます。次年度に向けては、取り上げる素材や個々の問題の正答率等を詳細に検討した上で、教科による平均点のばらつきが大きくならないよう、改善を図ってまいりたいと考えております。中間点のある記述式問題の数については、昨年度と同様、外国語（英語）、そして国語でそれぞれ1問とし、その他の問題は全て選択式の問題で実施しております。資料にはありませんが、5教科を平均した全体の平均点は58.59点と、昨年度よりもやや上がっている状況があります。ちなみに、昨年度は57.49点でした。また、最も平均点の高かった教科と低かった教科の差は24.1点となっております。

次に、2/16ページ「3 学力検査（定時制の課程）の合格者の教科別平均点（追検査を含む）」をご覧ください。合格者の教科別平均点は、国語が61.9点と最も高く、英語が48.7点で最も低くなっております。全日制の課程、定時制の課程いずれも、教科ごとでは平均点の上下が見られますが、細かな分析を行い、更なる改善を加えてまいります。

3/16ページ以降は、「令和5年度神奈川県公立高等学校入学選抜学力検査の結果」です。取りまとめたものですので、後ほどご覧いただけたらと思います。

それから、資料にはありませんが、最後に追検査についてご報告をさせていただきます。全日制の追検査を受検した者は114名、そして定時制の追検査を受検した者は4名ということで、合計118名が追検査を受検しております。令和4年度は全日制301名、定時制29名で合計330名でしたので、かなり減っている状況です。また、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、令和3年度入学選抜以降実施している追加の検査、こちらの受検対象者は、今年度はおりませんでした。昨年度は、全日制で4名、通信制7名で合計11名、令和3年度は全日制で1名おりましたので、これについては、今年度はなかったという状況です。

説明は以上となります。これらの結果については、県のホームページに掲載し広く県

民に周知するとともに、市町村教育委員会を經由して、県内公立中学校にも周知してまいります。また、来年度の入学者選抜に向けては、今年度の結果を参考にするとともに、入学者選抜制度改善方針を踏まえて、学力検査問題をさらに工夫・改善してまいりたいと考えているところです。報告は以上です。

下城委員 ご質問がございましたらお願いいたします。

吉田委員 学力検査で国語の75.1点が目立つ。やたら良かった。去年は61点。この幅を見るとよほど優秀だったのか、問題が簡単だったのか、後者の可能性の方が高いと思うのですが、大体何点ぐらいが理想なのか。私も大学で教えているとき試験問題をつくる時、大体何点ぐらいを取れるようにという感覚で見えていたのですが。大体何点ぐらいを理想としているのですか。

高校教育課長 目標としている点数は55点から60点ぐらいで、その辺りに入るのが理想形かと思っております。全体の平均点で言うと、ちょうどその範囲には収まっている状況ですが、やはり教科によるばらつきが若干出ているということです。

吉田委員 同感です。

下城委員 他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 今回、誤りのない入学試験を目指されたということで、再点検にかなり力を入れていたと思うのですが、具体的には、どんなところでその作業が多く発生したのでしょうか。

高校教育課長 マークシートをかなり多く導入しておりますので、各校における手作業はかなり減ってきている状況です。それから、複数の職員による確認作業、これはもう徹底することによって実施をしている。これは以前からやっておりますが、特に合否のちょうど境目となるラインについては、再度学校で点検するというマニュアルになっておりますので、合否がひっくり返るようなミスは絶対に起きないということで、特に注意を払っているところです。

笠原委員 今の常陸委員のお話と同じで、採点ミスがないということに関しては、本当に現場の先生方のご苦労は大変なものだし、準備も大変かと思うのですが、新採用も含めて職員構成等も変わってくる中で、学校間で異動することによる若干の違い等も全くないわけではないと思うので、基本的なことについては確実に確認と定着が図られるよう、引き続きお願いしたいと思います。それに絡んで、先ほどの高校教育課長のご説明にあったように、採点ミスをしないようにということで、マークシートを取り入れたり、例えば漢字でも、読みを選択するとか、漢字を実際に書くというよりは違う工夫をしています。その結果として平均点が高くなっているという、どういうふうに捉えたらいいかと

というのは大変難しいところなのですが、かなり作問で苦勞されているだろうなということが読み取れます。50点ぐらいが平均だけど、マークシート等にすることによって、回答しやすくなるし、正答の確率も高くなるという状況の中で、次年度に向けても工夫、改善をされていくところなのですが、実際にこの場面だけが問題になるわけではないのですが、例えば、生徒の書くというプロセスがどんどん失われていく中で、特にその指導する教師からは、ご意見は出ているのでしょうか。

高校教育課長 毎年、学力検査の問題については、公立中学校の先生方からもご意見をいただいております。中学校の指導を踏まえると、もう少し書く場面があってもいいのではというご意見も頂戴しているところですので、状況を確認しながら、ご意見を踏まえてということと、先ほど申し上げた採点誤りをなくすという、バランスを取りながら、現状は英語で1問、国語で1問だけという状況です。

笠原委員 生徒たちが学習を積み重ねてきて、その成果をこの1回だけで測るということ自体が難しいのですが、是非現場の声に耳を傾けつつも、絶対あってはいけないようなところを避けていただきながらご対応をお願いしたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご質問がないようでしたら以上とさせていただきます。

それでは次に、報告3に移ります。

報告3 「令和4年度 神奈川県立高等学校及び中等教育学校 生徒による授業評価」の結果について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 ファイル15「報告3」をお開きください。令和4年度に実施した生徒による授業評価の結果について、ご報告させていただきます。

「(1) 概要」の表の上から2行目「対象」と、3行目「調査期日」をご覧ください。県立高等学校及び中等教育学校の生徒全員、約11万5千人を対象として、第1回は8月から9月、第2回は12月から1月に授業評価を実施しております。資料にある集計結果は、2回目の集計結果となっております。

「(2) 主な結果」をご覧ください。いずれの項目においても、「かなり当てはまる」と「ほぼ当てはまる」の合計の割合は80%を超えており、生徒による授業評価の結果はおおむね良好なものであると捉えているところです。しかしながら、「毎時間の授業や単元（内容のまとまり）のはじめに学習のねらいを示したり、毎時間の授業や単元の学習のあとに学習したことを振り返ったりする機会がある」という質問の項目に対する肯定的な回答の割合は、他の項目に比べて、昨年度からの減少幅が大きくなっているという

状況です。表の下の四角囲み、＜課題の改善の方向性＞にもあるとおり、「単元（題材）の目標に基づく「見通しと振り返り」を適切に設定し、生徒の主体的な学びを実現することができるよう、各学校における授業改善の取組の状況や課題を把握し各学校の支援に活用するとともに、授業づくりにおける重要な点を各学校に周知することが必要である」と考えております。

なお、今年度は、県立高校においては「指導と評価の計画」の作成を各学校に指示しております。また、生徒の学習評価を授業改善につなげる「指導と評価の一体化」への意識の向上を図るということで、教育課程説明会等を通じて各教職員に訴えてきたところです。また、令和5年2月22日付けで「指導と評価の一体化の視点からの授業改善に係る取組状況等の把握について」という通知を発出し、「報告3」の2/3ページに参考資料として掲載させていただきましたが、「授業づくりのポイント」を示したものを全教職員に配付しました。こうした「指導と評価の一体化」においては、PDCAサイクルをしっかりと回していくこと、振り返りをしっかりとしていくこと、そしてそれを授業改善につなげていくことが重要であると、そのような視点から、県教育委員会から各校には、こうした形でメッセージを発出させていただいているところです。今後も引き続き、組織的な授業改善をより進め、生徒の「確かな学力」の育成を図るよう指導していきたいと考えているところです。報告は以上となります。

下城委員 ご質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 ご説明の中にあつた、授業の単元のはじめに学習のねらい、それから単元の学習のあとに振り返り、このことについては、中学校、小学校もそうですが、義務教育段階での取組の方が多分進んでいると思います。それにしても、全部が全部きちんとできているかというところはまだ課題はあるのですが、かなりの学校で、この授業の中での振り返りによって形成的評価と総括的评价を整理しながら、中学校では期末や中間テストをなくして、単元のテストに切り替わっている状況の中で、高等学校の先生方が、中学校でどんな授業が行われているかということに関して、もう少し関心をもたれることが大事なかなど。高校になると、いろいろな地区から生徒が入ってくるので、ばらつきはもちろんあるのですが、生徒から伺うと、中学校の方がやはりそういう取組を積極的にやっていて、高校になってやらないから、何となくそれでいいのかなという感想をもっているという声も聞くので、その辺りのところはうまくつないでいかないと、生徒の方が先に行っているのに、授業に対する信頼感に若干不安が出てくるのではないかという感想をもちました。この結果は、当然なのだけれど、残念だなという感想をもちました。

下城委員 笠原委員が最後に言われた、当然なのだけれど残念だなということについて、私も大学で教えていてこんな数字が出たことはないのですが、この数字で本当に何かが見えているのかというのが少し不思議。このような聞き方をすればこういう答えが出てくるしかないのかと思うのですが、だったらみんなすごく勉強ができているわけですよね。満足度が高いというか。何か違和感。次年度に向けてさらにアンケートの取り方を改善していく、授業づくりではなく評価アンケートの改善を考える。例えば、項目をもっと違う角

度から聞いてみるということは検討されているでしょうか。

高校教育課長 3年ほど前に項目を少し見直しており、現状、今の段階では、見直しは考えていない状況なのですが。

下城委員 せっかくなら、同じ質問をして経年変化を見るということも大事でしょうから。分かりました。何とも言えないと思います。
常陸委員。

常陸委員 今のご意見に関連して、このアンケートそのものは記名式なのでしょうか。

高校教育課長 今はGoogleフォームから回答する形で、実際には記名式では行っていないという状況です。

常陸委員 どの生徒がどんな回答をしたかというのは、学校に伝わるタイミングはないということでしょうか。

高校教育課長 各学校では結果を把握しており、学校で取りまとめたものを最終的に全て集計したものがこの結果という形になります。

常陸委員 生徒がもしネガティブな回答をするときに少し不安に思うようなところがあるとすると、結果にも少し影響するのかなと思いますので、少し配慮できるような文言を付け加えてお伝えできると、より本当のところは分かってくるのかなと思います。

吉田委員 イエス・ノー的な回答以外に、自由記載欄はあるのでしょうか。

高校教育課長 これに関しては、自由記載は設けていません。

吉田委員 特にその予定もないですか。

高校教育課長 はい。

吉田委員 例えば私が講演したとき、「よく理解できた」というパーセンテージが8割、9割くらいだったということ以外は、あまり見ない。それよりも、そこでどのような意見を書いたかを見る。わざわざ記入することが貴重だと思うので、できればそういった項目等も使ってその意見を大事にする。生徒たちがその文章を書くということが、イエス・ノーだけではなく、生徒が文章を記載したり、コミュニケーション能力を上げるために役立つかと思うので、是非検討してください。

笠原委員 アンケートを取ることによって学びの質をより良くしていこうという、そして、先生

の授業改善につなげていこうというところが、やはり大事な一つの視点だと思います。私自身の授業評価は必ずあって、シラバスに沿ってきちんとやっていたか、事前の課題と授業が終わった後の課題について適切であったか、授業は分かりやすい説明をしていたか等、非常に細かいところで授業評価をされて、その結果が他の先生方と比べられて、この辺が足りないからもっとしっかりやってください、というのが必ずあるわけです。そうすると、やはり自分自身の授業を見直すきっかけにはなる。そうならないようにやっているつもりでも、なかなかやはり受け手の学生が変わることによって変わってきてしまうので、日々改善していかないと学生たちの満足に対応できないという現状です。そうすると、この80何%取れているから、今の高校の先生たちの授業は学習指導要領が求めているものをおおむね達成できているというふうに捉える材料にしてしまうのではなくて、逆に何が足りないのかとか、どういう点をもっと改善していくと、生徒にとっても先生にとってもより良い授業になるのか。「指導と評価の一体化」となっているけれど、今は「目標と指導と評価の一体化」であって、目標がなければ評価はできないわけです。高校になると、小・中学校と違い、ある程度専門的になると、発達年齢で先生方の丁寧さというのも大分違うと思います。発達段階に合わせた学びの在り方、指導の在り方があると思うので、80何%、85%いっているからではなくて、現場の状況をよく見て、こういう授業の仕方のプリントを出すというのも一つなのですが、それで終わってしまうのがとても残念なので、是非その次をやっていただくとありがたいと思います。

高校教育課長 正に今回「指導と評価の一体化」でこういうプリントをそれぞれに配っていくというのは、この後につなげていくための一つのツールですので、この後、各校をそれぞれ指導主事が回る機会には、当然それを使いながら指導していく形で活用します。授業評価の結果についても、全体としてはこういう数字になりますが、各校において取りまとめているものはもう少し細かなものがあるわけなので、その辺りをしっかりと使いながら授業改善につなげていけるよう、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

吉田委員 是非、参加型の授業というのも。これだけだとパッシブな、受け身な形になるのかと思う。私は病院や医療と比較してしまうけれど、昔と違い、「先生、私はもうまな板の上の鯉だから自由にしてくれ」という時代ではない。「手術をしたら改善率が何%、放射線が何%、化学療法は何%で、どれを選択しますか」という形で、患者にも必ず説明して方針を決める。患者自身もこのことに関して参加して一緒にやっていきたいと思います。おそらく教育もそのような時代になっていくのではないか、と思うのであれば、そういった取組のアンケートをとるべきなのだろうと感じました。

指導部長 先ほど、自由記述があるのかというご質問がありましたが、各学校では自由記述は取っているのですが、各学校から報告をいただくものはこの項目だけです。学校では把握し、それも参考にしながら授業改善に努めているところです。

下城委員 おそらく吉田委員が言われたように、とりあえず良かったと丸を付けておいて、「でも

ここが」と書くので、そちらに実態があると思わないといけないですね。

他、よろしいでしょうか。ご質問がなければ報告は以上とさせていただきたいと思えます。

それでは、日程第1の臨教第63号議案に移りたいと思います。

臨教第63号議案

神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則

説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイル01、臨教第63号議案「神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。資料の1/4ページをご覧ください。下段の提案理由ですが、高校教育課内に置かれた高校教育企画室を廃止すること等から、神奈川県教育委員会教育局組織規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

具体的な内容については、資料の4/4ページ、「臨教第63号議案関係」でご説明させていただきますので、そちらをお開き願います。

「1 改正の趣旨」ですが、高校教育課内に置かれた高校教育企画室を廃止すること等から、改正を行うものです。

「2 改正の概要」です。今回の改正点は2点あります。1点目は、先ほど申し上げた、高校教育課内に置かれた高校教育企画室を廃止するもので、具体的な改正箇所は、高校教育企画室を置くことを定めた第2条の2及び高校教育企画室の事務を定めた第9条の3を削除するものです。2点目は、先に、3月7日の定例会でもご説明しておりますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、神奈川県個人情報保護条例の廃止などが行われることによる改正で、第3条の総務室の所掌事務を整理するものです。

「3 施行日」については、令和5年4月1日としております。

なお、2/4ページから3/4ページにかけて、改正規則案及び新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上で、臨教第63号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

下城委員 ご質問がありましたらお願いたします。

佐藤委員 先ほども再編・統合対象校の設置計画の説明をしていただいたと思うのですが、高校教育企画室は大変な、それ以外にもいろいろ仕事をされていたと思うのですが、その廃止の必要性について教えてください。

管理担当課長 今回の改正は、機能そのものを廃止するということではなく、高校教育課内に課内室として企画室を設置しているところで、その構えを取り払うという趣旨のものです。高校教育企画室については、平成28年度から設置している状況で、最初は国際バカロレア

の認定校やコミュニティ・スクールを様々導入してきました。最近の取組としては、例えば、ICTの教育について、課内室でやっている一方、高校教育課の指導系で取組むこととの連携をより図るという機能が重要視されてきているところです。全体の機能としては残すのですが、課内室の枠組みを取り払うという改正です。

佐藤委員　　そうすると、高校教育課長の所掌範囲が広がり、今よりさらに大変になるということではないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

管理担当課長　全体としては高校教育課という形で、大きな枠組みは変わらないのですが、課内室を廃止して、また別途、担当課長職を置くということを考えております。

佐藤委員　　分かりました。

下城委員　　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長　　ただいまの臨教第 63 号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員　　異議なし。

教育長　　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
引き続き、下城委員お願いします。

下城委員　　次に、臨教第 64 号議案及び臨教第 65 号議案に移ります。

臨教第 64 号議案　　**神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則**

説明者　　高橋管理担当課長

臨教第 65 号議案　　**神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則**

説明者　　増田行政課長

管理担当課長　　ファイル 02 の臨教第 64 号議案「神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明させていただきます。資料の 1/4 ページをご覧ください。本件の提案理由ですけれども、課に置かれた室（課内室）に室長（課内室長）を置く規定を廃止するなど課内室に関する規定を整理する必要があること

から、神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものでございます。具体的な内容につきましては、資料の4/4ページ、「臨教第64号議案関係」でご説明をさせていただきます。

「1 改正の趣旨」ですが、先ほど、臨教第63号議案でご説明させていただいたとおり、高校教育課内に置かれた高校教育企画室を廃止すること等から、所要の改正を行うものでございます。

「2 改正の概要」ですが、課に置かれた室（課内室）に室長（課内室長）を置く規定を廃止するなど、課内室に関する規定を整理するものです。具体的な改正箇所は、本庁における職を定めた第5条から課内室長の規定を削除するなど、課内室に関する事項を削除するものです。

「3 施行日」につきましては、令和5年4月1日としております。2/4ページから3/4ページが改正規則案及び新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

臨教第64号議案の説明は以上でございます。

行政課長

続きまして、ファイル03をお開きください。臨教第65号議案「神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。臨教第65号議案のページ1/4をご覧ください。提案理由でございますが、課内室長の職に関する規定が廃止されることに伴い、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則について、所要の改正をいたしたく提案するものです。ページ2/4から3/4が、改正規則案及び新旧対照表となっております。具体的な内容につきましては、ページ4/4、「臨教第65号議案関係」でご説明させていただきます。

「1 改正の趣旨」は資料記載のとおりです。

「2 改正の内容」ですが、神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正により、課内室長の職に関する規定が廃止されることに伴い、課内室長に関する文言を第2条第1項第6号、第3条第2項から削除します。

「3 施行期日」につきましては、令和5年4月1日から施行したいと考えております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下城委員

ご質問がございましたらお願いします。先ほどの臨教第63号議案に関連して、臨教第64号議案、臨教第65号議案と。よろしいでしょうか。

ご質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長

ただいまの臨教第64号議案及び臨教第65号議案の各議案について原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

教育長

ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
それでは、引き続き下城委員をお願いします

下城委員 次に、臨教第 66 号議案に移りたいと思います。

臨教第 66 号議案 神奈川県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則
説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル 04 をお開きください。臨教第 66 号議案「神奈川県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。臨教第 66 号議案のページ 1/5 をご覧ください。提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、神奈川県情報公開条例の一部改正が行われ、行政文書の定義が改正されること等から、神奈川県教育委員会行政文書管理規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。ページ 2/5 から 5/5 が、改正規則案及び新旧対照表となっております。

具体的な内容につきましては、ページ 5/5、「臨教第 66 号議案関係」でご説明させていただきます。

「1 改正の趣旨」は資料記載のとおりです。

「2 改正の概要」ですが、(1) から (3) に記載のとおり、3 点ございます。まず (1) ですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、神奈川県情報公開条例の一部改正が行われ、行政文書の定義が改正されることから、当該条例に合わせて、第 2 条第 1 号イを改正し、また、同号ウを削除します。なお、施行日前に行政文書の対象外とされていた文書については、引き続き対象外とするため、神奈川県情報公開条例と同様に経過措置を設けます。次の (2) ですが、神奈川県教育委員会教育局組織規則第 2 条の 2 の規定が削除され、課に置かれる室が廃止されることに伴い、課内室又は課内室長について定めている第 2 条第 7 号、同条第 11 号及び第 4 条第 5 項を削除し、その他所要の改正を行います。(3) ですが、地方公務員法の改正により、既存の条項の改廃が行われるため、別表中、地方公務員法を引用する規定の改正を行います。

「3 施行期日」につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

下城委員 ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。これも個人情報保護法の改正と先ほどの課内室廃止の話。

ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの臨教第 66 号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
 ここで、室内換気のため、約5分の休憩といたします。

(10時48分休憩に入り、10時55分再開する)

教育長 それでは、教育委員会3月臨時会を再開いたします。
 神奈川県教育委員会会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を、下城委員
 員にお願いします。

下城委員 それでは次に、協議・報告事項の報告4に移ります。
 ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定によ
 り、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総
 務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員人事課長を指定します。

(10時55分非公開の会議に入り、11時50分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたし
 ます。

令和5年3月24日

会議録作成者 書記 原 英明

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第69号議案

- ・ 富澤保健体育課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第70号議案

- ・ 富澤保健体育課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第72号議案

- ・ 高橋管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第73号議案

- ・ 市川県立学校人事担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第74号議案

- ・ 増田行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

協議・報告事項

報告4

- ・ 教職員人事課長から報告の後、質疑を行った